

参考資料 提出不要

集落名 ()

実施済みの項目については□にレ印を記入し、チェックできたら次の段階に進んでください。

1. 理解段階 (集落内での話し合い)

地区内の総意として中山間地域等直接支払制度に取り組みることが決定したか。

※集落の農地の将来像を集落で話し合いましょう。

集落内で制度を理解する話し合いが十分に行われたか

集落のリーダーとして制度に取り組み役員 (代表者・書記・会計ほか) が決定したか

※制度を進めるためには役員の役割がとても重要です。このため交付金には役員報酬が認

められています。役員報酬の額についても、事務に対してふさわしい金額が再確認を行ってください。

2. 相談段階 (真庭市への相談)

2-1【集落協定図・農用地保全マップ (案) の作成】

地区内の地図 (地籍図等) を用いて制度で保全する農地候補が選定できたか

※図面については市役所農業振興課又は振興局地域振興課窓口にご相談下さい。

選定した農地が農振地であるかないかを市役所で確認できたか

※農地が「農業振興地域の整備に関する法律」で指定された農地地番であることが制度要件です。

2-2【現地地目確認】 田・畑・草地の地目確認

今後5年間管理できる農地として、現状で保全されているか。

役員で見回り、5年間の継続して管理ができる農地を対象として選択ください。

※耕作放棄地化や山林状態となっている農地は対象外です。

※必要に応じて、現地の確認を行います。その際には代表者、役員の方は現地案内をお願いします。

※は場整備がなされた田に果樹等の植栽がなされている場合、地目は畑となります。

2-3【傾斜基準判定】

制度要件に必要な傾斜基準を満たしていることが確認できたか

ア) 市役所→現地測量もしくは図上測量を実施します。※代表者立会をお願いする場合があります。

イ) 測量の結果、以下の基準を満たしているか判断します。

地目：田の傾斜基準 1/20以上 = (急傾斜) 1/100以上1/20未満 = (緩傾斜) 1/10以上 = (超急傾斜)

地目：畑の傾斜基準 15度以上 (急傾斜) 8度以上15度未満 (緩傾斜) 20度以上 (超急傾斜)

注意) 超急傾斜は、加算措置となります。該当農用地があれば測量が必要となりますのでご相談ください。

注意) 傾斜基準判断の結果、基準を満たさない場合は、その農地は交付対象外です。

3. 集落協定書および集落協定図作成段階

3-1. 集落協定書を作成

対象農地一覧表が作成できているか (※2号事業様式内 1 農用地の内訳等及び集落戦略)

①～⑧の農地地番・地目・面積・加算の有無・農用地の管理方法(作付け品目)・管理者が記入できているか

一覧表は団地 (まとまりのある農地) 別に作成できているか

集落協定の実施体制に記載があるか

農用地の管理方法

農用地、水路・農道等の項目にチェックがあるか

協定対象となる農用地

対象農用地総面積の記載 (地目・団地別)

加算措置に記載はあるか (※該当がある場合のみ記載すること)

協定締結によつてめざす(5年先)集落の将来像を示したマスタープラン作成ができてきているか(2号事業様式 第4)

集落における将来像にチェックがあるか

将来像を実現するための目標と活動計画にチェックはあるか

農業生産活動等として取り組むべき事項

農用地に関する事項にチェックはあるか (※多面的機能支払交付金実施施設と重複の場合は2項目以上)

水路・農道等の管理方法にチェックはあるか

多面的機能を増進する活動として1項目以上チェックがあるか

[裏面に続きます]

- 促進計画により規定すべき事項(※第6記載する項目なし)
- 交付金の使用方法等に受取人氏名、交付金使用途の内容、金額の記載があるか
- 交付金の積立・繰越に係る計画
 - 交付金の積立・繰越の計画がある協定は記載をしているか
 - 取り崩し予定に記載はあるか
 - 次年度への繰越基本的には行わない(※災害による繰り越しは認められている)

- 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項にチェックはあるか(※10割協定は必須)
- 加算措置適用のために取り組むべき事項に記載はあるか(※適用を受ける場合は必須)

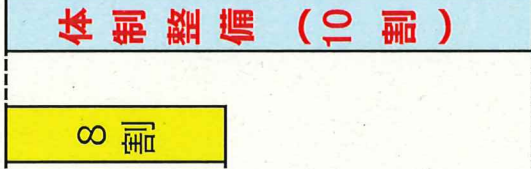
4. 集落戦略の作成(※2号事業様式内 1 農用地の内訳等及び集落戦略の(2))及び
 2. 集落戦略(集落の将来像)にチェックがあるか

5. 協定対象施設の管理方法

6. 農業所得の確認に関する承諾書に協定参加者の氏名、押印はあるか

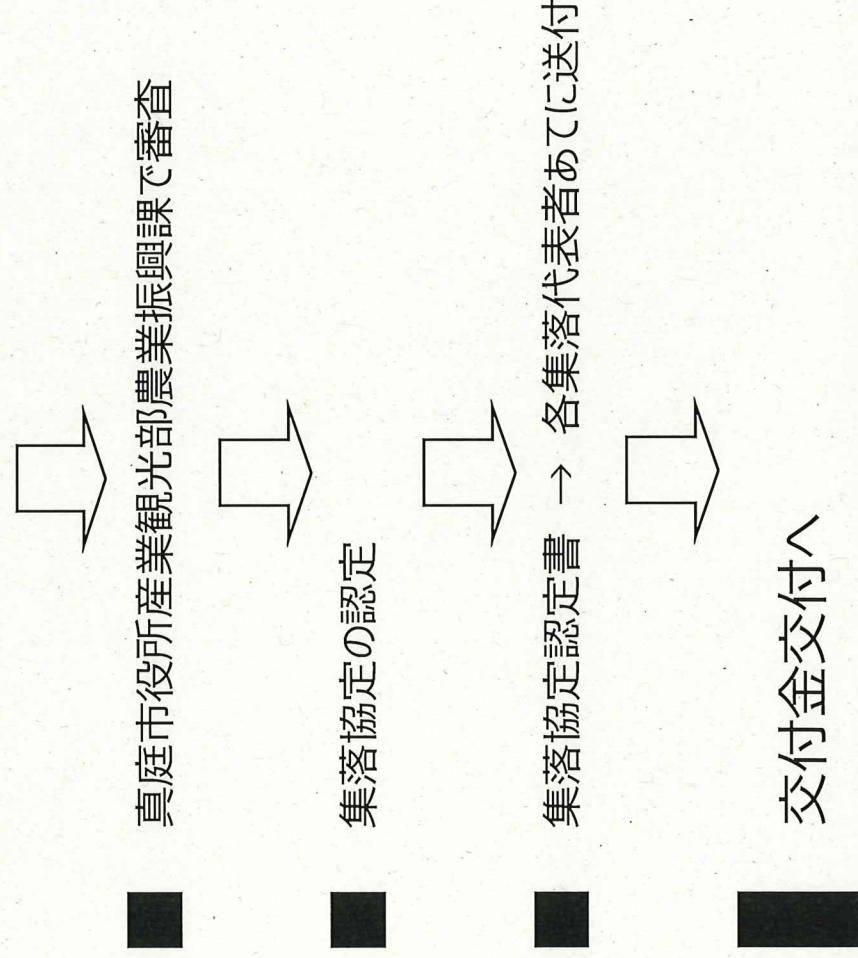
7. 集落協定図(農用地保全マップ)を作成

- 要件を満たし保全する農地を示した集落協定図(確定版)を作成。
 - 集落の共同取組活動で管理する農道・水路の位置が記入できているか
 - イノシシの防護柵設置場所、周辺林地草刈など集落で取り組む活動の位置表示ができているか
 - 多面的機能を増進する活動の対象農用地の位置指定ができているか
- 選択した体制整備要件該当農用地の位置が保全マップに記入(色塗り表示等)できているか
 - 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
 - その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲



8. 集落協定書および集落協定図の提出(提出期限 令和2年7月31日)

- 集落協定書および農用地保全マップを市役所農業振興課又は各振興局地域振興課窓口へ提出



※活動に対する報酬として交付されます(年度末2月~3月交付予定)